

あなたの
声を...

皆様のご意見をお寄せください！

～市民意見提出手続（パブリックコメント）～

意見提出の際には、必ず住所・氏名・計画名をお書きください。
匿名でのご意見は受けられません。
ご意見に個別に回答はしません。

計画名	次期教育計画（素案）	生涯学習推進計画（素案）	障害者基本計画・第2期障害福祉計画（素案）	人にやさしいまちづくり推進計画（素案）
策定趣旨	これからの市における教育行政の基本的な方向性を示し、学校・家庭・地域・行政が一体となり、教育全体のレベルアップや活力ある教育を築くことを目指し策定する。	市における参画と協働による生涯学習社会形成のための学習環境づくりを目指し、そのための具体的な施策を総合的に体系化し、行政が一体となって事業を推進するための生涯学習推進計画（平成21～25年度）を策定する。	障害者基本法に基づく障害者のための施策を明らかにした障害者基本計画（平成16～25年度）の後期5年に向けた見直しと、障害者自立支援法に基づく第2期障害福祉計画（平成21～23年度）を一体的に策定する。	市・市民・事業者などとの協働により、高齢者も若者も、障害のある方もない方もすべての方が安心・安全に暮らせ、自由に行動できるまちを目指し策定する。
閲覧方法 [※]	12月15日(月)から 情報公開コーナー（両庁舎1階） 市HP			12月18日(木)から 情報公開コーナー（両庁舎1階） 市HP
対象	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所のある法人・その他団体			
意見提出期間	12月15日(月)～平成21年1月14日(火)（必着）			12月18日(木)～平成21年1月20日(火)（必着）
提出方法	直接持参 郵送 （〒202 - 8555 市役所教育企画課） FAX423 - 2872 市HPから	直接持参 郵送 （〒202 - 8555 市役所社会教育課） FAX438 - 2021 市HPから	直接持参 郵送 （〒202 - 8555 市役所障害福祉課） FAX423 - 4321 市HPから	直接持参 郵送 （〒202 - 8555 市役所都市計画課） FAX438 - 2022 市HPから
説明会	予定なし		時・場 12月22日(月) 午後3時30分・田無庁舎 午後6時30分・防災センター 手話通訳あり	時・場 12月22日(月)午後2時・防災センター
検討結果公表予定	平成21年3月			
担当課	教育企画課（保）（☎438 - 4070）	社会教育課（保）（☎438 - 4079）	障害福祉課（保）（☎438 - 4033）	都市計画課（保）（☎438 - 4051）

ごみの出し方ワンポイント



●市民の皆さんへのお知らせです。『古紙類を収集していると衣類など多数指定袋で出されている』とのことです。

以下の資源物などは無料です。指定のごみ袋で出す必要はありません。

新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類

衣類・シーツ・カーテン・毛布などの布類（マット類、綿やスポンジの入った布団類は有料の指定袋で出し、指定袋に入らない物は粗大ごみに申し込む）

紙おむつ（人が使用したものに限り）

枝木、草葉（自然に育ったもの）

鍋、フライパン、傘など主に金属でできた金属類（粗大ごみは不可）

廃食用油（ふたの付いたしっかりした容器に入れて出してください）

乾電池、水銀体温計、蛍光灯

ピン、缶、ペットボトル、スプレー缶、ライター[※]

ごみ・資源物は収集日の午前8時30分までに出してください。

可燃ごみはネット・ボックスなどで必ずクラス対策（散乱防止）をしてください。

●10月15日号の市報に掲載しました古紙類の『持ち去り』についての続報です。

11月初旬、市と古紙業者が協力して早朝パトロールを行い、複数の『持ち去り』を発見し、資源物が「市の所有物、有価物」であることを説明し厳重注意しました。また、再発見した場合は警察へ告発することも通告しました。市民の皆さんも発見した場合、車両番号を記録するかごみ減量推進課へ連絡をお願いします。

●日本容器包装リサイクル協会の再調査が実施されました。

市民の皆さんの協力により「汚れ」が20%も減少しました。この評価を継続するために引き続き分別・洗浄の協力をお願いします。ごみ減量推進課（☎438 - 4043）

❖日本容器包装リサイクル協会の調査結果

実施日	7月15日	10月30日再調査
再商品化事業者名称	昭和電工	
指定保管施設名称	加藤商事	
評価対象重量	68.6kg	68.4kg
特記事項（未破袋）	7個	0個
プラスチック製容器包装比率	73.75%	97.07%（66.4kg）
汚れの付着	22.01%	1.75%（1.2kg）
対象以外のもの	4.24%	1.18%（0.85kg）
総合品質判定	D	A
（ペール表面汚れ・破袋度）	A	A
（プラ容器包装比率）	D	A
（はさみ、ライターなど禁忌品）	D（3個）	A（0個）

容器包装比率 A...90%以上、B...85%以上90%未満、D...85%未満

違法駐車はみんなの迷惑

～駐車場を利用しましょう～

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

車を駐車する際は、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんの協力をお願いします。

❖駐車車両による事故原因

駐車車両に衝突する事故（特に夜間）

駐車車両があるため進路変更した際の事故

駐車車両前後の飛び出し事故

駐車車両による歩行者などの発見の遅れによる事故などがあげられます。

市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を『違法駐車等防止重点実施地域』に指定しています。「違法駐車等防止重点実施地域」には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・バイクは、高齢者や障害を持つ方・子どもなど、歩道利用者の通行をはじめ、自動車や緊急車両の通行、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

自転車・原付バイクを駐車する際は、利用者一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう（原付バイクは、制限がある場所があります）。

また、市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。

駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

撤去保管料 自転車...2000円、原付バイク...3000円

道路管理課（保）（☎438 - 4057）